

# 池間鳥獣保護区での 鳥獣保護管理法に基づく 保全事業の実施について

平成30年10月2日(火)  
中央環境審議会野生生物小委員会

1

## 鳥獣保護区における保全事業

### 保全事業(鳥獣保護管理法第28条の2)

- ◆ 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認めるときに、その区域内において、鳥獣の生息地の保護及び整備を図ることを目的として施設の設置等を行うもの。

実施までの作業手順  
(保護に関する指針の変更)

自治体、利害関係人等との調整



保護に関する指針の変更  
(保全事業の項目を追加)



官報告示



中央環境審議会への報告



保全事業の事業実施計画の作成

2

## 池間鳥獣保護区

指定区分: 集団渡来地

位置: 沖縄県宮古島市 池間島全域

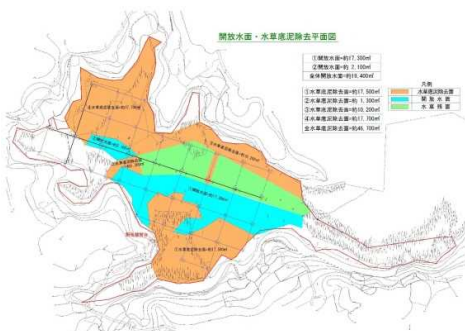
存続期間: 平成23年11月1日から20年間



- 島の中心部の池間湿原は、渡り鳥のカモ類やサギ類が多く飛来し、これら鳥類に採餌、休息及び繁殖の場として利用されている。環境省レッドリスト絶滅危惧IB類のクロツラヘラサギも飛来している。
- 土砂の堆積等により、池間湿原の開放水面が減少。このまま推移すれば今後10年以内に水面が消失し、鳥獣保護区として機能なくなる状態
- 池間湿原は島民からは「イーヌブー」と呼ばれ、文化的・歴史的にも重要な場所として強く管理を求められている。

3

土砂流入防止と浚渫工事により湿原の回復をはかり、採餌・休息・繁殖のための生息環境整備を行うとともに、整備後のモニタリングを実施



想定する浚渫・管理範囲



現在の池間湿原  
(開放水面がほとんど消失)



クロツラヘラサギ

## 事業内容

- ・湿原生息環境整備(ヒメガマ等の水草除去工事(浚渫)、採餌・休息・繁殖のための生息環境整備(外来樹木の除去等))
- ・平成30年度から事業実施

4

国指定池間鳥獣保護区計画書  
【変更（保護の指針の変更）】

平成23年11月1日

環 境 省

## 1. 国指定鳥獣保護区の概要

### (1) 国指定鳥獣保護区の名称

池間鳥獣保護区

### (2) 国指定鳥獣保護区の区域

沖縄県宮古島市平良所在の池間島全域

### (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から 20 年間

## 2. 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

### (1) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

### (2) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、南西諸島西部にある宮古島の北に位置し、宮古島北端の宮古島市平良狩俣から池間大橋でつながった池間島全域である。

島中心部には県内最大であり、数少ない淡水性の湿原である池間湿原を有しており、ヒメガマ、チガヤ等の植物群落が広がっている。また、宮古島は渡り鳥の主要ルートとなる沖縄島と石垣島の間中に位置していることから、渡り鳥にとっては地理上重要な中継地となっている。

このような自然環境を反映して、当該区域では、渡り鳥のカモ類やサギ類を始めとした多くの鳥類が採餌や休息の場として利用しており、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ等の希少な鳥類やマガン、オオハクチョウ、ツクシガモ等の様々な迷鳥の飛来も確認されている。また、当該区域はムラサキサギや絶滅危惧ⅠB類のオオクイナの繁殖地の北限となっている。

このように、当該区域はこれら多様な鳥類の採餌、休息及び繁殖の場として利用されていることから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

### (3) 管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) 近年、腐植土の堆積、水草・外来植物の繁茂等により湿原における開放水面の減

少と陸地化が進行しているほか、渡り鳥の採餌・休息・繁殖に適した環境が失われていることから、土砂の浚渫等、渡り鳥の生息環境の保全・改善のために必要な対策を行う。

4) 保全事業後は関係地方公共団体等と連携し、適切に管理を行う。

#### (4) 保全事業の目標

渡り鳥のカモ類やサギ類を始めとした多くの鳥類の集団渡来地としての生息環境の保全及び改善を図るため、腐植土の堆積や水草・外来植物の繁茂等による湿原環境の劣化を防ぐことにより、渡り鳥の採餌・休息・繁殖に適した環境を回復させる。

#### (5) 保全事業の対象区域

池間鳥獣保護区の全域

#### (6) 保全事業の内容

腐植土の浚渫及び流入防止工事等により渡り鳥の採餌・休息・繁殖に適した水面及び周辺の生息環境整備を行う。また、整備後は生息環境の回復状況や渡り鳥の飛来状況についてモニタリングを実施する。

#### (7) 環境変化の概要

池間湿原がある場所はもともと海とつながっていたが、昭和初期に堤防が作られ汽水の沼地となり、その後、漁港工事により湾口が閉ざされ、淡水性の湿原となった。

抽水性水草の繁茂と腐植土の堆積等により湿原内の開放水面が減少しており、また、陸地化が進行している。

#### (8) 鳥獣の生息状況の変化

開放水面の大幅な減少に伴い、カルガモやヒドリガモ、オナガガモなど水面採餌性カモ類やサギ類の飛来が大幅に減少している。

### 3. 国指定鳥獣保護区の面積内訳

別表1のとおり

### 4. 当該区域における鳥獣の生息状況

#### (1) 当該区域の概要

##### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、宮古島北端の宮古島市平良狩俣から池間大橋でつながった池間島全域である。池間島は馬蹄形の平坦な島であり、中心部には宮古諸島唯一の淡水の湿原である池間湿原を有している。池間湿原はかつて海水が流入する内湾であったが、漁港工事に伴い湾口が閉ざされた後、淡水化した。湿原周辺には、ヒメガマ、チガヤ、モクマオウ等の植物群落が広がり、シギ・チドリ類やサギ類を始めとした多くの鳥類が採餌及び休息並びに繁殖地として利用している。

##### イ 地形、地質等

池間島は、主に琉球石灰岩で構成された台地や段丘により形成された、平坦な地形を特徴としている。

当該区域の地形は丘陵地や台地、段丘で構成されており、島東部に丘陵地、中央部に干潟がある。また沿岸部では、北部に崖、東部に海浜や板干礁があり、南部は低地となっている。

地質については、当該区域の大部分が第四紀琉球石灰岩で構成されており、一部に海浜堆積物や第四紀沖積物が混在している。なお、土壌としては島全域が主に島尻マーヅと呼ばれる弱酸性～弱アルカリ性の赤・黄色土壌で構成されている。

##### ウ 植物相の概要

池間島は主に畑地・雑草群落とギンネム林が混在しており、一部にモクマオウやリュウキュウマツ群落を有している。また、島北部にタブ群落、南部にガジュマルルークロヨナ群集やヨシクラスがあり、沿岸部は、主にアダン－オオハマボウ群落で構成されている。また、池間湿原周辺には、ヒメガマ、チガヤ、モクマオウ等の植物群落が広がっている。

##### エ 動物相の概要

池間島でこれまで生息が確認されている鳥類は、コチドリ、イソシギ、セイタカシギなどのシギ・チドリ類、コサギ、ムラサキサギなどのサギ類をはじめ51科220種が確認されている。この中にはクロツラヘラサギ、キンバト、オオクイナなどの希少種も記録されている。

#### (2) 生息する鳥獣類

##### ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類  
別表 3 のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況  
なし

5. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 10 本
- (2) 案内板 2 基

7. 参考事項

当初指定

平成 23 年 11 月 1 日 (平成 23 年 10 月 24 日環境省告示第 93 号)

変更

平成 30 年 8 月 23 日 (平成 30 年 8 月 23 日環境省告示第 74 号)

